

文教民生常任委員会記録

(令和3年第1回定例会)

1	日時	令和3年3月17日(水) 午後 1時00分開会 午後 5時30分閉会
2	場所	議場
3	出席委員	石川 さやか 委員長 鰐原 一男 副委員長 谷中 恵子 委員 鈴木 敏雄 委員 舘野 裕昭 委員 加藤 美智子 委員
4	欠席委員	なし
5	委員外出席者	増淵 靖弘 議長
6	説明員	別紙のとおり
7	事務局職員	小杉 課長 湯澤 書記
8	会議の概要	別紙会議記録のとおり
9	傍聴者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	秋本 敏	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	保険年金課長補佐兼医療保険係長	小泉 宏	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	9名
	厚生課長	齋藤 信一	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	星野 栄一	
	健康課長	渡辺 富夫	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	齋藤 正幸	
	介護保険課長補佐兼介護保険係長	小堀 満美子	
	厚生課地域福祉係長	大出 知恵	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター担当副主幹	渡辺 良子	
	子育て支援課こども支援係長	鳩山 絵美子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	11名
	教育総務課長	金田 毅	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	

	国体推進室長	大貫 照実	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	川上澄生美術館事務長	佐藤 博	
	学校教育課長補佐兼指導係長	猪瀬 武	

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号))
- 2 議案第 2 号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について
- 3 議案第 3 号 令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について
- 4 議案第 5 号 令和3年度鹿沼市介護保険特別会計予算について
- 5 議案第 6 号 令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について
- 6 議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)について
- 7 議案第12号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 8 議案第13号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 9 議案第14号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 10 議案第23号 鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正について
- 11 議案第27号 鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 12 議案第29号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第30号 鹿沼市介護保険条例の一部改正について
- 14 議案第34号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について
- 15 議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)について
- 16 議案第39号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)について
- 17 陳情第 1号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」創設するよう意見書提出を求める陳情書

令和3年第1回定例会 文教民生常任委員会概要

○石川委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を、従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

部局の入れ替えは、市民部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会事務局の順で行います。

それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案16件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

これから市民部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

予算に関する説明書、一般会計の9ページをお開きください。

14款 使用料及び手数料、1項3目 衛生使用料であります。12ページをご覧ください。

説明欄、一番上の段、2行目、見笹霊園永代使用料 1,040万1,000円は、見笹霊園内墓地の新規使用見込み30区画分を計上したものであります。

次に、15ページをお開きください。

2段目、15款 国庫支出金、2項1目 総務費国庫補助金の説明欄、2行目、住民基本台帳費国庫補助金 2,402万3,000円は、個人番号関係事務の委託に係る交付金であります。

次に、19ページをお開きください。

16 款 県支出金、2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄、上から 6 行目、バス路線対策費県補助金 423 万 9,000 円は、リーバス等の円滑な運行に対する県補助金であります。

続いて、歳出について、説明いたします。

47 ページをお開きください。

下の段、2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費であります、50 ページをご覧ください。

説明欄、2 つ目の○、バス路線対策費 1 億 9,650 万 2,000 円は、市民生活の足を確保するためのリーバス及び予約バスの運行等に要する経費であり、そのうち、1 億 9,400 万円が運行事業者への補助金であります。

次に、51 ページをお開きください。

7 目 消費者対策費の説明欄、3 つ目の○、消費者行政推進費の一番下の、行特殊詐欺撃退器等購入の補助金 40 万円は、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進のため、65 歳以上の高齢者を特殊詐欺から守る電話機等購入を支援する経費であります。

次に、61 ページをお開きください。

11 目 地域振興費の説明欄、3 つ目の○、地域の夢実現事業費 1 億 3,800 万円は、市内 17 地区で取り組む防犯、福祉、環境などの事業や、住民主体により地域の課題解決や地域振興に取り組む事業を支援するための補助金等を計上したものであります。

その下の○、コミュニティセンター整備事業費 1,319 万 8,000 円は、西大芦コミュニティセンターの新築工事实施設設計費等の経費を計上したものであります。

次に、71 ページをお開きください。

2 款 総務費、3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費の説明欄、3 つ目の○、住民基本台帳費 3,956 万 1,000 円は、印鑑証明や住民票などの諸証明の交付、住民異動届などの届出処理や、個人番号カードの交付及び住民票の写しなどのコンビニ交付に係る経費であります。

次に、77 ページをお開きください。

3 款 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費であります、82 ページをご覧ください。説明欄、2 つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 7 億 15 万円は、国の基準に基づく、保険基盤安定事業の国保税低所得者軽減分及び事務費等を繰り出しするものであります。

一つにおいて、後期高齢者医療特別会計繰出金 2 億 6,141 万 5,000 円も、保険料の低所得者軽減分及び事務費分を繰り出しするものであります。

次に、93 ページをお開きください。

6 目 女性青少年費の説明欄一番下の○、男女共同参画推進事業費 121 万 7,000 円は、次期かぬま男女共同参画プランの策定や、セミナー、講演会等の学習機会の提供に要する経費を計上したものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について、市民部関係予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 50 ページのバス路線対策費、1 億 9,400 万円について、もう少し事業の内訳

など、細かい事業内容を教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

それでは、バス路線維持費1億9,400万円について、お答えいたします。

この維持費等につきましては、各運行事業者とバス運行協定書により、運行費用に対して、運賃収入等で満たない不足額を補助するものでございます。

内訳といたしましては、リーバス12路線の運行にかかわる補助金として1億2,320万7,000円、4地区で運行を展開しております予約バスに係る補助金として6,197万8,000円、また、民間路線バスの維持費に係る補助金といたしまして881万5,000円、合計で1億9,400万円の補助金となっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員、よろしいでしょうか。鈴木委員。

○鈴木委員 リーバス、デマンドバスのこの維持費の補助金ということですが、これの最近の動向として、収益のほうはどうでしょうか。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

ただいまの運賃収入の状況というご質問ですが、現在、リーバスにつきましては、利用者につきましては、本年度を除くと右肩上がり、微増ですが、利用者は伸びております。

本年度につきましては、コロナの影響で利用者数は減少しておりますが、それに対しまして、運賃収入でございますけれども、現在高齢者の免許返納支援ということで、リーバス・デマンドの終身無料乗車券を交付しております。

それで、こういったコミュニティバスの利用者の特徴として、高齢者の利用が多いということで、その中で、そういった無料乗車券での利用者も増加しております。

それで、利用者数は微増なんですけれども、その運賃にかかわる利用者としては、そういった無料乗車券を利用する方が伸びておりますので、運賃収入自体は減収傾向にございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 説明ありがとうございました。

今の話ですと、利用者は増えているけれども、収益のほうは少しずつ減ってきていると。

これは高齢者対策ということで、やはり高齢者の高齢者対策、また、免許返納した高齢者に対する無料券を発行しているということで、今後、それはこの少子高齢化の中、増えていくと思いますけれども、こういう、やはり政策的に、こういう交通弱者を救済していく、社会的な要請でもありますので、今後も路線とか、また、デマンドバスも非常に需要多いですから、充実のほうをお願いしたいと思います、以上です。

- 石川委員長 ほかにご質疑はありませんか。館野委員。
- 館野委員 館野です。62 ページの地域の夢実現事業の関連で、1 億円、これ上がっているのですが、その中で各地域のこれからの、採択になるだろうと思われるもの、事業の内容は、どういう形での内容、事業が提案されているのかというのを大ざっぱに、何件か代表的なものを挙げてもらえればと思いますので、お願いします。
- 石川委員長 執行部の説明を求めます。関口守地域活動支援課長。
- 関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。
- ただいまの質問ですけれども、今回、申請の上がってきた事業ですが、15 の地区、それから2つの地域からあわせて39 の事業の申請がございました。
- この事業計画に対して、審査会も既に済んでいるわけですが、今回、新たに新規事業として上がったものが3件ほどございます。
- 残りの事業は、以前からの継続事業というものになっております。
- その3件の新規ですが、北犬飼のほうで2件ほどございまして、1件が地域助け合い事業というもので、徘徊の高齢者などが出てしまっていて、行方不明になってしまった場合に、それを捜索する組織をつくりましょうというものが1件ございます。
- それから、地域資源活用事業という名称で、遊休の山林を里山整備ということで、広場や散策路をつくりまして、生物の観測、それから写真コンテスト、その結果でカレンダーをつくりましょうというような計画がございます。
- それから、もう1件、これは第3階層の事業なのですが、西大芦地区と東大芦地区であわせて、大芦川創生事業という名称で、昨年大変問題になりました川遊びに対する対策の事業ということで、この3件、新たに計画されております。
- 以上で説明を終わります。
- 館野委員 わかりました。大丈夫です。
- 石川委員長 ありがとうございます。
- ほかに質疑はございますか。加藤委員。
- 加藤委員 52 ページの、先ほど説明ありました特殊詐欺撃退器等への購入ということですが、大体何台ぐらいの計画なのでしょう、それと。
- まず1つずつ、すみません、はい、お願いします。
- 石川委員長 執行部の説明を求めます。鈴木生活課長。
- 鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。
- それでは、特殊詐欺撃退器購入補助金の実績をお答えしたいと思います。
- この制度は、令和元年度に制定をしまして、本年で2年度目ということになります。
- それで、令和元年度は、123 件ほどの申請がございました。
- 現在、令和2年度につきましては、95 件ですね、それで、2月現在なのですが、累計で218 件ということになっております。
- それで、当初予算では、40 万円ということで、80 台を見込んでの計上でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 80台ということですが、申請件数が非常に多いということですので、今後も、この部分は臨機応変にといいますか、大事なことだと思いますので、予算を増額するなり、やっていくようなところかなというふうに感じますので、よろしく願います。

それと、先ほど舘野委員が質問されていた件の、地域の夢実現事業ですね。

これは、大体、今何年かやっていて、もう最後のところに行くわけですが、大体当初の見込みの結果、何%ぐらいの実行率といいますか、それができているのでしょうか。

また、その後、何か同じような、このような実現事業みたいなものも続けていくようなことを、ちょっと市長がおっしゃっていたのですが、その点に関して。

それはちょっと置いておいたとしても、この地域の夢実現事業の、出来上がった、その実現率というのは何%採択か、大体の数字で結構でございます、数字というか、パーセントで結構でございますので、願います。

○石川委員長 関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまのご質問ですけれども、当初計画しておりました1地区1,000万円という目安で、それぞれ始まったわけですが、今回の令和3年度の申請を含めまして、1億8,297万円ほどが事業費になっておりますので、ほぼ100%とは言わないですけれども、ほぼ計画どおりの支出になっております。

あとは、それぞれの地区で計画をされていまして、今年度までは補助が出ているわけですが、これからは自立という形で事業を計画してまいりますので、それが、ただいまどれぐらいの割合というのは、大変申し訳ないのですが、把握できていない状態です、はい、自立をこれからは支援していくという形です。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど、62ページの、先ほど舘野委員が質問した、この地域の夢実現事業ということで、大芦の新規事業があるということで、これ大芦川の件だと思うのですが、この事業内容について、もう少し具体的に説明願いたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまの質問ですが、大芦川創生事業ということで、第3階層の西大芦・東大芦地区の事業のことだと思うのですが、この4月末、ゴールデンウィークから、それぞれ事業をできることから始めていきたいと思いますというので、これはこの夢事業のほうと、市

のほうでプロジェクトチームをつくっていますので、その辺と合同で事業を進めていくことになるのですけれども。

まず駐車場、臨時駐車場を開設して、そこに車を止めていただくということが1つございます。

あとは、その川遊びをしている方たちのところに直接訪問しまして、「ごみは持ち帰ってください」とか、そういうお話をしていくパトロール的なことを行っていきます。

それから、周知、啓発ということで、看板も設置をする予定でございまして、あと、ホームページなども使いながら、ネットのほうで情報提供しながら、事業に関しての周知を図っていくと、そのような計画がされております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大芦川ですね、毎年車で、道路がいっぱい埋まってしまっているような状況で、非常に近隣住民も困っていて、大貫桂一議員なんかも質問していますけれども、本当にこの地域の夢実現事業と、地域の方、ほかの団体も、行動が実を結んで、実現できるかと思えます。

東大芦・西大芦合同ということで、第3階層ということだと思えますけれども、非常に、これ、大事な事業だと思えますので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます、以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。谷中委員。

○谷中委員 94 ページなのでございますけれども、男女共同参画の推進事業のほうで、プランの策定とかというお話があったので、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 人権推進課長、秋本です。

男女共同参画実施プランについて、ご説明いたします。

現在の実施プランにつきましては、令和3年度までとなりますので、令和4年度からの5年間の計画を、令和3年度で策定をいたします。

予算の内容につきましては、今年度、令和2年度で意識調査の分析・集計等、委託事業で行っておりますので、そちらの結果をもとに、これから内容を詰めていくこととなります。

概略になってしまいますけれども、内容としましては、男性の家事・子育て・介護参加促進に向けた男女が働きやすい環境づくり支援、こちらは継続となりますけれども、強化をしていくというふうに考えております。

また、女性の活躍推進に向け、労働の分野における男女共同参画の促進、こちらも継続となりますが、強化をしていきたいというふうに考えております。

また、新たな取り組みでありますけれども、男女共同参画の視点に立った防災の啓発、こちらを新たに計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

さらには、企業表彰制度、こういったものにつきましても、実施をしていきたいということで、計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。谷中委員。

○谷中委員 説明ありがとうございました。

やはりプランをつくるということで、非常に男女共同参画については、鹿沼市も随分頑張ってきているところではありますが、もっと、やはりいろんな研修会とかを通して、理解が深まっていると思うのですけれども、なかなかそこに参加する人が決まってしまうというような問題点もありますから、やはり多くの方の意見を聞いて、プランをつくること、また、そういう催し物とか、見ていただいて、本当に男女でできることの助け合いとか、そこら辺をもっと具体的にさせていただいて、よい方向に進めるように頑張っていたいただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第3号 令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第3号 令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の5ページをお開きください。

5款 県支出金、1項1目 特定健康診査等県負担金につきましては、特定健康診査等の県の負担金で、負担割合は基準額の3分の2であります。

2番目、5款 県支出金、2項1目 保険給付費等交付金につきましては、歳出の2款 保険給付費の財源として交付される、1節 保険給付費等普通交付金 70億8,271万2,000円と、保険者努力支援制度交付金などの2節 保険給付費等特別交付金 2億714万7,000円の、合計金額を計上するものであります。

次に、下から2番目、7款 繰入金、1項1目 一般会計繰入金 7億15万円につきましては、保険基盤安定事業の低所得者軽減の対象額及び事務費分などを国が示す基準に基づき、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

11 ページをお開きください。

3 番目、2 款 保険給付費、1 項 療養給付費の「計」の欄、61 億 6,831 万 6,000 円及び、2 項 高額療養費 の「計」の欄、13 ページの一番上の段になります、9 億 1,939 万 5,000 円につきましては、被保険者に占める高齢者割合の増加による、1 人当たり医療費の伸びを踏まえ見込みました。

次に、15 ページをお開きください。

3 款 国民健康保険事業費納付金につきましては、1 項 医療給付費分 から、2 項 後期高齢者支援金等分 、3 項 介護納付金分まで、国の確定係数に基づき、県が算出を行い、本市に通知された金額をそれぞれ計上したもので、「3 款」全体で 28 億 1,887 万 3,000 円を計上するものです。

一番下、4 款 保健事業費、1 項 1 目 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査や人間ドック等の受診率向上や、糖尿病重症化予防の推進に取り組み、疾病の早期発見や重症化予防を推進するため、1 億 1,189 万 3,000 円を計上するものであります。

以上で、令和 3 年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 3 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 6 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課の佐藤です。

議案第 6 号 令和 3 年度 鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。まず、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

3 番目、3 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金の「計」の欄、2 億 6,141 万 5,000 円につきましては、電算処理委託料等の事務費である 1 目、事務費繰入金 2,807 万 7,000 円と、低所得者の保険料軽減額相当分である 2 目、保険基盤安定繰入金 2 億 3,333 万 8,000 円の合計額を、法令の規定に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

一番下、5 款 諸収入、3 項 1 目 雑入につきましては、健康診査等の受診者数に応じて、後期高齢者医療広域連合が負担するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康診査や人間ドック等の経費であります。

一番下、2 款、1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収する歳入予算の 1 款 保険料と、3 款 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 6 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 10 号)についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

それでは、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 10 号)について、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

1 段目、13 款 使用料及び手数料、1 項 1 目 総務使用料の説明欄、北犬飼コミュニティセンター駐車場使用料 500 万円の減につきましては、コロナ感染症拡大により、高速バスの運行休止等に伴い、市営駐車場の利用台数が減少したことによるものであります。

3 段目、14 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定国庫負担金 852 万 8,000 円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の国の負担額が、確定したことによるものであります。

5 ページをお開きください。

1 段目、15 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定県負担金 1,431 万 2,000 円の減につきましては、国庫負担金と同様に、国保税軽減額の実績に対する県の負担額が、確定したことによるものであります。

2 段目、15 款 県支出金、2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄、バス路線対策費県補助金 400 万 5,000 円の減につきましては、リーバス、予約バスの利用者の減少により、補助対象路線がリーバス 12 路線中 6 路線、予約バス 4 地区中 2 地区が補助対象路線となり、県の負担額が減額となったものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

11 ページをお開きください。

2 段目、2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費 2,005 万 8,000 円の増につきましては、主にリーバス利用者数が、約 25 万人から 20 万人に減少したことから、運賃収入が減収となり、運行事業者への補助金不足額を計上するものであります。

13 ページをお開きください。

1 段目、3 款 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、国民健康保険特別会計繰出金 2,866 万 6,000 円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。

23 ページをお開きください。

下の段の今回変更に係る分、2 款 総務費、1 項 総務管理費、事業名「コミュニティセンター整備事業費」につきましては、令和 2 年 3 月から施工していた造成工事の影響により、建設工事の現場着工に遅れをきたし、完了工期を延長するため、12 月に設定いたしました外構工事費 3,916 万円の繰越明許費に、新たに建設工事費及び、各設備工事費等を加え、2 億 3,237 万 5,000 円に変更するものであります。

以上で、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について、市民部関係予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 12 号 令和 2 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第 12 号 令和 2 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

3番目、6款 繰入金、1項1目 一般会計繰入金、2,866万6,000円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の確定等によるものであります。

4番目、8款 諸収入、4項3目 雑入、2,339万2,000円の増につきましては、令和元年度の医療給付費等に係る普通交付金の清算金が、国保連合会から返納されたものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款 総務費、1項1目 一般管理費、121万円の増につきましては、税制改正対応に伴う国保システムの改修費用であります。

3番目、7款 諸支出金、2項5目 償還金、5,223万8,000円の増につきましては、令和元年度の保険給付費等普通交付金と特定健診等負担金の確定により、県に返還するものであります。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第12号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第14号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第14号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1款 後期高齢者医療保険料、1項2目 普通徴収保険料、3,177万8,000円の増につきましては、死亡等による資格喪失者が少なく、被保険者数が当初見込みよりも約150人増加したこと等によるものであります。

3款 繰入金、1項1目 事務費繰入金、61万6,000円の増につきましては、税制改正に伴うシステム改修に要する費用77万円のうち国庫補助金分を除く、10分の8を一般会計から繰り入れるものであります。

5款 諸収入、3項1目 雑入、15万4,000円の増につきましては、先ほどの税制改正

に伴うシステム改修に要する費用の10分の2に当たる国庫補助金であります。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款 総務費、1項1目 一般管理費、77万円の増につきましては、税制改正対応に伴う後期高齢者医療システム改修に要する費用であります。

2款、1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金の2,901万3,000円の増につきましては、歳入予算の1款 保険料の補正予算額と同額を計上するものであります。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第14号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第23号 鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 人権推進課長、秋本です。

議案第23号 鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

今回の改正は、審議会の委員について、行政への民意の反映等の観点を重視するとともに、市長の補助職員を市長の諮問機関の委員とする必要がないため、委員の構成を見直すものであり、鹿沼市男女共同参画推進条例第17条第4項に掲げる委員のうち第5号の「副市長」を、鹿沼市人権施策推進審議会条例第2条第2項に掲げる委員のうち第5号の「副市長及び教育長」を委員構成から外すものであります。

なお、施行の期日ですが、改正後の鹿沼市人権施策推進審議会条例につきましては、現任委員の任期の開始が令和3年2月1日であることから、公布の日、3月22日としております。

また、改正後の鹿沼市男女共同参画推進条例につきましては、現任委員の任期満了の翌日、令和3年10月1日から施行いたします。

以上で、鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 23 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 27 号 鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 人権推進課長、秋本です。

議案第 27 号 鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例制定は、人権推進課が主導的立場となり、隣保館、南部地区会館を含め、部落差別、同和問題をはじめとする、様々な人権問題に関する事業を総合的・計画的に実施するため、現在、教育委員会生涯学習課所管の南部地区会館を、令和 3 年 4 月 1 日から市民部人権推進課の所管とし、その管理及び運営を教育委員会から市長に移管するためのものであります。

新旧対照表の 15 ページをご覧ください。

次に、特例条例の附則第 2 項による、鹿沼市同和对策集会所条例の一部改正についてご説明いたします。

南部地区会館の利用許可に関する条項のほか、運営委員会の委員の委嘱について、「教育委員会」から「市長」に改正するものであります。

なお、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で、鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今のご説明ですと、この南部会館の教育委員会管轄、南部会館、それから、保健福祉部が管轄していた隣保館、これが市長部局ですか、具体的にどちらの管轄なるのか、教えていただければと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず隣保館ですけれども、現在、保健福祉部厚生課の所管となっております、市長部局ということでございます。

また、南部地区会館につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会の生涯学習課の所管ということですが、組織機構の見直しに伴いまして、令和 3 年度からは、隣保館、南部地区会館につきましては、市民部の人権推進課が所管をするということ

でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 南部会館については、市民部、隣保館については、具体的にどちらの部局になるのでしょうか。

○石川委員長 秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 人権推進課長、秋本です。

2つの、隣保館、南部地区会館ともに市民部の所管となります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 2つ統合して、市民部所管になるということですがけれども、多分これ、同和に関する行政での一律的に進めていく上での統合だと思えますけれども、今後この同和に関して、どのように進めていくお考えだけお聞きしたいと思います。

○石川委員長 秋本人権推進課長。

○秋本人権推進課長 人権推進課長の秋本です。

今後の進め方等ということでございますけれども、まず隣保館と南部地区会館が、市民部人権推進課の所管となることについての効果について、ご説明したいと思います。

まず1つ目としましては、窓口が一本化されるということがございます。

利用者の目的やニーズに応じた利用の促進につながると考えております。

また、地域の自治会等関係者の方からも、連絡先がわかりやすくなるというご意見をいただいております。

2つ目でございますが、人権推進課と隣保館、南部地区会館が相互に連携をして、本市の人権尊重の社会づくりのために、人権意識の高揚、あるいは人権教育、人権啓発、そのほか、人権相談及び支援について、積極的に、かつ効果的に行うことができるというふうに考えております。

なお、相談内容が他部局にかかわるものにつきましては、人権推進課が関係部局へつなぐとともに、調整機能を果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第27号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、原案どおり可とすることに決しました。

会議開始から50分が経過しました。

換気のため、10分間休憩いたします。

再開は、午後2時5分といたします。

(午後 1時55分)

○石川委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時05分)

○石川委員長 議案第29号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第29号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

新旧対照表17ページをお開きください。

第23条 国民健康保険税の減額につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減に係る基準額の改正を行うものであります。

働き方改革の後押しをする観点から、地方税法施行令の一部が改正され、個人所得課税の見直しが令和3年1月1日施行されました。

この改正により、給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなる場合があるため、その不利益が生じないように軽減判定基準の見直しを行うものであります。

次に、第24条 国民健康保険税の減免につきましては、本市における国保加入の多子世帯を支援するため、第3子以降の子供に係る均等割を減免するものであります。

社会保険では扶養家族の保険料は徴収されておりませんが、国保では人数に応じて均等割が課せられておりますので、子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の、第3子以降の子供に係る均等割を全額、1人当たり最大で2万8,800円を減免いたします。

本来、国保税の減免につきましては、被保険者からの申請に基づくものでありますが、多子世帯減免につきましては、申請書の提出を不要といたし、対象世帯の要件等については、鹿沼市税規則で規定いたします。

次に、附則第2項は、条例第23条の適用において、65歳以上の公的年金等の所得に対する控除の特例の規定で、条例第23条の改正に合わせ規定を整備するものです。

今回の改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に適用されます。

以上で、鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 29 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)について、市民部関係予算について、説明いたします。

歳出について、説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費 552 万 4,000 円につきましては、移動が困難な方の交通手段を確保するため、ワクチン接種会場へのリーバス・予約バスの無料運行事業 52 万 4,000 円及び、タクシー運行助成事業 500 万円の経費を計上するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)についてのうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいでしょうか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、市民部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に保健福祉部関係案件の審査を行います。

(午後 2 時 11 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 2 時 13 分)

○石川委員長 これから保健福祉部関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第 1 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 9 号))についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号））中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

1段目、14款 国庫支出金、1項2目 衛生費国庫負担金、569万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を整備する費用のうち、医療機関で実施する個別接種費用に対する予防接種費国庫負担金で、負担割合は10分の10です。

2段目、14款 国庫支出金、2項3目 衛生費国庫補助金、2,796万9,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る、ワクチンの接種体制を整備する費用のうち、個別接種費用以外の整備費用に対する予防接種費国庫補助金で、負担割合は10分の10です。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1段目、4款 衛生費、1項1目 保健指導費、2,050万円の増につきましては、説明欄、保健衛生事業費の「感染症対策体制整備等助成金」を新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、増額するものであります。

この助成制度は、令和2年第4回定例会において承認された「一般会計補正予算（第1号）」により創設し、市内医療機関が実施する新型コロナウイルス感染症の入院診療対策等の体制整備費用の一部を助成しておりますが、入院診療を実施する医療機関が受け入れ病床を大幅に増加して新型コロナウイルス感染症対策に当たっているため、当該助成金を増額し助成するものであります。

同じく、2目 予防費、3,366万2,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に向けた体制を整備するため、令和2年度分として見込まれる費用を計上するものであり、主な内容は、会計年度任用職員の報酬等が252万円、接種券や予診票の帳票類等の需用費が823万1,000円、接種券の郵送等の役務費が367万円、コールセンターの運営委託やワクチン接種の診療委託等が1,924万1,000円であります。

以上で、議案第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号））中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 4ページの予防費国庫負担金569万3,000円ですか、ワクチン接種時の個別接種の準備体制づくりということですがけれども、各病院のほうで、医院のほうで受けるといいますがけれども、大体どのぐらいの病院が協力していただけるのか、おわかりでし

たら教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長の渡辺です。

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

個別接種の実施する医療機関ですけれども、今のところ、アンケートという形で参加の事前のご意向を聞いている、事前では 29 医療機関なのですけれども、3月 25 日に説明会を予定しております、その後に正式に参加のご意向を確認する流れになっております。

そちらのほうに係る費用が、569 万 3,000 円ということになっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員、よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 説明会等に関する費用ということですね。

○石川委員長 渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長、渡辺です。

ただいまの確認なのですけれども、個別接種に係る費用、医療機関で 1 人当たり税抜きで 2,070 円の国庫負担金が出ます。

そちらのほうの費用でありまして、説明会の費用ではありませんので、あくまでも接種費用の算定になっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員 わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の 15 ページをお開きください。

一番上の段、15 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金ですが、説明欄 6 行目の、障害者自立支援事業費国庫負担金 12 億 190 万 1,000 円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担割合 2 分の 1 を計上するものであります。

同じ説明欄 3 番目の 3 行目、生活保護扶助費国庫負担金 9 億 142 万 2,000 円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用の国の負担分 4 分の 3 を計上するものであります。

次に、17 ページをお開きください。

一番下の段、16 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金であります、20 ページをお開きください。

説明欄 5 行目、障害者自立支援事業費県負担金 6 億 95 万円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、県の負担割合 4 分の 1 を計上するものであります。

下の段をご覧ください。

16 款 県支出金、2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄 6 行目、介護保険施設整備事業費県補助金 1 億 3,855 万 5,000 円につきましては、介護保険施設整備及び開設準備に対する県補助金であります。

21 ページをお開きください。

一番下の段、同じく 16 款 県支出金、3 項 委託金、23 ページをお開きください、上の段、3 目 衛生費委託金 1,510 万円につきましては、説明欄 2 行目、地域外来・検査センター運營業務委託金で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために設置した PCR 検査所に関する県の委託金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

77 ページをお開きください。

2 段目、ここから 3 款 民生費となります、1 項 社会福祉費、81 ページをお開きください、2 番目の欄、2 目 障害福祉費の説明欄、上から 3 つ目の○、障害者自立支援事業費 24 億 3,436 万 8,000 円につきましては、19 節 扶助費において、更生医療などの医療扶助費、補装具給付費、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費を計上するものであります。

次に、85 ページをお開きください。

下の欄、3 目 高齢者福祉費、ページをめくっていただき、87 ページ、右側の説明欄 2 つ目の○、在宅高齢者支援事業費 8,629 万円につきましては、紙おむつ給付などの扶助費、ほっとホーム、ほっとサロン等の運営委託費が主なものであります。

89 ページをお開きください。

右側の説明欄 4 つ目の○、高齢者いきがい対策事業費 4,211 万 2,000 円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

す。

同じ説明欄一番下の○、介護保険施設整備事業費 1億3,855万5,000円につきましては、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設施設に対する施設建設及び施設開設準備補助金であります。

次に、103ページをお開きください。

下の段から3項生活保護費になります、105ページをお開きください、下の欄、2目扶助費の説明欄2つ目の○、生活保護扶助費 11億7,873万8,000円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上したものであります。

107ページをお開きください。

4款衛生費、1項1目保健指導費につきましては、右側の説明欄3つ目の○、保健衛生事務費 2,069万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために設置した「鹿沼市地域外来・検査センター」にかかわる運営費であります。

同じく説明欄4つ目の○、子育て保健サービス事業費 9,883万5,000円につきましては、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療の扶助費が主なものであります。

次に、111ページをお開きください。

2つ目の欄、2目予防費の説明欄1つ目の○、予防接種費 2億4,620万4,000円につきましては、BCGや四種混合、二種混合、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン、風しん第5期、ロタウイルス感染症などの定期予防接種、及び幼児インフルエンザ等の任意予防接種の医薬材料費及び委託料が主なものであります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種費用につきましては、議案第38号でご説明いたします。

次に、113ページをお開きください。

同じく予防費の説明欄2つ目の○、がん予防対策事業費 8,354万8,000円につきましては、各種がん検診にかかる集団検診と個別検診の委託料が主なものであります。

以上で、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算のうち、保健福祉部が所管する主な歳入歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 90ページの下の方の介護保険施設整備事業費で、1億3,855万5,000円が計上されていますけれども、どのような施設なのか、もう少し具体的にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、こちらにつきましては、グループホーム18床、それから、泊まりが9床を備えた小規模多機能型居宅介護の併設の施設となっております。

それで、上の整備費につきましては、本体の分、下の施設開設準備につきましては、備品等の購入に充てる補助金となっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 こちら、もう業者なんかは、ある程度予定されているのでしょうか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

こちらの事業所につきましては、公募ということで、新年度になりましてから募集をかけて、事業の選定委員会を開きまして決定をいたしますので、現時点では決まっておりません。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。谷中委員。

○谷中委員 90 ページなのですけれども、高齢者いきがい対策事業費ということで、老人クラブとか、シルバー人材ということだったので、令和2年度は、コロナということで、活動ができなかったという感じなのですけれども、やはりこういういきがい対策というのは、これから大変必要なものなので、新年度はどのように考えているかをちょっとお聞かせください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。亀山高齢福祉課長。

○亀山高齢福祉課長 高齢福祉課長の亀山です。

ただいま谷中委員からの、高齢者のいきがいづくり事業ということは、総合的な取り組みということでよろしいでしょうか、はい。

ご指摘のとおり、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策で、特に高齢者サロン等については、開催を自粛していただくというようなことで、お願いをしてまいりました。

令和3年度につきましては、令和2年度中にいろいろと経験をさせていただいておりますので、その辺の対応策を各サロンに十分とっていただきながら、進めていただきたいというふうに考えております。

また、介護予防とか、元気アップ関係のほうにつきましても、在宅でできるようなビデオをつくったりとか、そういった形で、総体的に高齢者の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 なかなかみんなで集まるということができなくて、家にいらっしゃった方も多かったと思うのですけれども、本当に運動とか、そういうものもきちんと指導してくれたりということも聞いておりますので、ぜひそういう方も、なかなかね、外に出るとい

の怖がっている方も、これからもいらっしゃると思うので、そちらのほうに力を入れていただければと思います、よろしく願いいたします。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。加藤委員。

○加藤委員 先ほどの谷中委員の、内容がちょっと同じ質問なのですが、その 90 ページ、高齢者いきがい対策事業費の中で、実はちょっと細かいのですが、去年何回か、コロナで、できなくなってしまった、それぞれのサロンですね、お金を回収したわけなのですね。

その回収された金、これはそれなのですか、そうではないですね。

そうではないですね、わかりました。

ごめんなさい、ちょっとね、いきがい対策に関しては、本当にコロナに負けないというところでは、ぜひこのところ、しっかりやっていただけたらなというふうに意見としてお願いします。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。谷中委員。

○谷中委員 112 ページの予防接種費なのですけれども、これって、インフルエンザに関してちょっとお聞きしたいのですけれども、令和 2 年度って子供たちの、小学生とかの補助もあったと思うのですけれども、これについては、議会の答弁とかも「絶対続ける」という回答はいただけなかったと思うのですが、やはりその辺は例年どおりなのかどうかお聞きします。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長の渡辺です。

ただいまのインフルエンザの助成拡大の質問についてお答えします。

令和 2 年度限定ということで助成の枠を拡大して実施いたしましたが、現在のところは当初予算で通常どおりの、今までどおりの各枠での予算を予定しておりまして、今後の感染症の拡大の動向を見て、検討することがあるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○谷中委員 はい、以上です。

○石川委員長 では、ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 5 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

議案第5号 令和3年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、4番目のインデックス、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1段目、1款 保険料、1項1目 第1号被保険者保険料、合わせて19億4,869万円につきましては、65歳以上の第1号被保険者に対し、保険給付費の23%相当額を保険料として賦課するものであります。

3段目、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、上の段現年度分14億8,920万9,000円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設サービス分が15%、その他のサービス分が20%を見込み計上したものであります。

4段目、2項 国庫補助金、1目 調整交付金 4億326万1,000円につきましては、保険給付費の5%を基準に、第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の割合や所得の分布状況に応じて交付されるものであります。

同じく2目 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の説明欄、現年度分5,730万2,000円及び3目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）、現年度分5,855万5,000円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの国の交付分として、22.5%及び38.5%を見込み計上したものであります。

同じく5目 保険者機能強化推進交付金 1,430万9,000円及び6目 介護保険保険者努力支援交付金 1,307万円につきましては、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するため、交付されるものであります。

次の段、4款 支払基金交付金、1項1目 介護給付費交付金の説明欄、介護給付費交付金現年度分21億7,761万2,000円及び2目 地域支援事業費交付金、現年度分6,876万2,000円につきましては、第2号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の27%相当額を見込み計上したものであります。

次に、5ページをお開きください。

一番上の段、5款 県支出金、1項1目 介護給付費負担金、現年度分11億3,199万2,000円につきましては、保険給付費のうち、県の負担分として、施設サービスが17.5%、その他のサービスが12.5%を見込み計上したものであります。

3段目、5款 県支出金、3項1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の説明欄、現年度分3,183万4,000円及び2目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の説明欄 現年度分2,927万7,000円につきましては、地域支援事業のうち、それぞれの県の交付分として、12.5%及び19.25%を見込み計上したものであります。

一番下の段、7款 繰入金、1項1目 介護給付費繰入金 10億815万5,000円につきましては、保険給付費の12.5%の相当額を、市負担分として一般会計から繰り入れする

ものであります。

同じく2目 介護保険料軽減繰入金 8,985万8,000円につきましては、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減分であり、一般会計で受け入れた国及び県からの負担分と市負担分を合わせ、一般会計から繰り入れするものであります。

同じく3目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 3,183万4,000円及び4目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業） 2,927万7,000円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの市の負担分として12.5%及び19.25%を一般会計から繰り入れするものであります。

同じく5目 その他一般会計繰入金 1億5,134万5,000円につきましては、保険給付費及び地域支援事業費以外の介護保険事務に係る経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、9ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

1段目、1款 総務費、1項1目 一般管理費 1億1,404万6,000円につきましては、説明欄の職員給与費をはじめ、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険業務に係る事務費を計上したものであります。

次に、11ページをお開きください。

2段目、3項1目 介護認定審査会費及び3項2目 認定調査等費、合わせて7,477万6,000円につきましては、介護認定審査及び調査に係る事務費を計上したものであります。

3段目、2款 保険給付費、1項1目 介護サービス等諸費の説明欄1つ目の○、居宅介護サービス給付費から、以下、14ページの上から4つ目の○、地域密着型介護サービス給付費までの合計76億8,083万1,000円につきましては、要介護認定者に対する介護サービスの給付費用であります。

次に、13ページをお開きください。

2段目、2項1目 介護予防サービス等諸費の説明欄1つ目の○、居宅介護予防サービス給付費から、一番下の○、地域密着型介護予防サービス給付費までの合計1億9,629万2,000円につきましては、要支援認定者に対する介護予防サービスの給付費用であります。

次に、15ページをお開きください。

2段目、4項1目 高額介護サービス費の説明欄1つ目の○、高額介護サービス費及び2つ目の○、高額医療合算介護サービス費、合わせて1億8,109万8,000円につきましては、各々の利用者負担額が限度額を超えた場合、超えた分について支給されるサービス費であります。

一番下の段、5款 地域支援事業費、1項1目 介護予防・日常生活支援総合事業費 2億3,972万7,000円につきましては、要支援認定者を対象とした、介護予防・生活支援サービス事業に係る経費、及び要支援・要介護認定を受けるリスクのある一般高齢者等を対象とした、介護予防事業に係る経費であります。

17 ページをお開きください。

2 段目、2 項 1 目 包括的支援事業・任意事業の説明欄、1 番目の○、包括的支援事業費 1 億 2,369 万 3,000 円につきましては、主に地域の高齢者の心身の健康保持・向上に必要な援助や支援を包括的に行うため、市内の 6 法人に地域包括支援センターを委託するための経費であります。

以上で、議案第 5 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 5 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号) についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号) のうち、保健福祉部が所管する主な歳入・歳出についてご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

1 段目、13 款 使用料及び手数料、1 項 2 目 民生使用料の説明欄、高齢者福祉センター一使用料、595 万 1,000 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、高齢者福祉センターの限定的な開館及び、その後の令和 3 年 1 月緊急事態宣言による休館に伴う、入館料の減収を計上するものであります。

同じく 3 目 衛生使用料、3,000 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日・夜間急患診療所の来所者が大幅に減少したことに加え、季節性インフルエンザの流行が抑えられたため、減額するものであります。

5 ページをお開きください。

3 段目、県支出金、2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄 2 行目、介護保険施設整備事業費県補助金、1,117 万 8,000 円の減につきましては、今年度決定した施設整備分を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 民生費、1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、障害者自立支援事業費、8,200 万円の増につきましては、障害者生活介護給付費及び障害児通所支援給付費の実績

見込みによるものであります。

次の行、3目 高齢者福祉費の説明欄、介護保険施設整備事業費、1,117万8,000円の減につきましては、本年度、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の併設施設を公募により選定いたしました。が、年度内未竣工のため整備補助金を令和3年度に繰越し、それに伴い、開設準備補助金も3年度に移行するため、今回の補正で減額するものであります。

同じページの3段目、4款 衛生費、1項2目 予防費、2,000万円の減につきましては、説明欄1つ目の○、予防接種費における医薬材料費、1,300万円の減と、説明欄2つ目の○、がん予防対策事業費における健康診断委託料、700万円の減は、実績見込みにより減額するものであります。

以上で、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、保健福祉部が所管する主な歳入・歳出についてのご説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第11号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第13号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

議案第13号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、一括してご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3番目のインデックス、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の段、1款 保険料、1項1目 第1号被保険者保険料、128万円の減につきましては、段階ごとの人数の増減実績や、台風19号及び新型コロナウイルス感染症による減免に伴い、減額するものであります。

2段目、3款 国庫支出金、2項5目 保険者機能強化推進交付金、166万2,000円の減につきましては、国庫支出金交付金の額の確定により減額するものであります。

同じく6目 介護保険保険者努力支援交付金、1,244万8,000円の増につきましては、

国庫支出金交付額の確定により増額するものであります。

3 段目、6 款 財産収入、1 項 1 目 利子及び配当金、14 万 4,000 円の増につきましては、介護給付費準備基金利子収入見込み額の増に伴い増額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 段目、2 款 保険給付費、1 項 1 目 介護サービス等諸費、1,400 万円の減につきましては、介護サービス給付費の実績見込みに伴い減額するものであります。

2 段目、2 款 保険給付費、4 項 1 目 高額介護サービス費、1,400 万円の増につきましては、高額介護サービス費の実績見込みに伴い増額するものであります。

3 段目、4 款 基金積立金、1 項 1 目 介護給付費準備基金積立金、14 万 4,000 円の増につきましては、歳入でご説明しました介護給付費準備基金利子収入見込み額の増に伴い収入超過見込み分を積み立てるため増額するものであります。

4 段目、7 款 諸支出金、1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料還付金、20 万 3,000 円の増につきましては、台風 19 号や新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免による実績見込みの増に伴い、増額するものであります。

以上で、議案第 13 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 13 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号については、原案どおり可とすることに決しました。

会議開始から 50 分が経過しました。

換気のため、10 分間休憩いたします。

再開は、午後 3 時 5 分といたします。

（午後 2 時 5 4 分）

○石川委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 3 時 0 5 分）

○石川委員長 議案第 30 号 鹿沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

議案第 30 号 鹿沼市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正につきましては、第 8 期介護保険事業計画期間、令和 3 年度から令和 5 年度の新たな保険料などについて、市の条例で定めるためのものであります。

第8期の介護保険料につきましては、計画期間中の事業費見込み額を算出し、65歳以上の第1号被保険者を見込み、かつ介護給付費準備基金積立金の取り崩し額等を基礎に当期の保険料を月額基準額5,700円、年額6万8,400円とするものであります。

第7期との対比では、月額200円、3.6%の増となります。

また、本市では、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、市民税課税層の細分化を行い、保険料段階を12段階に設定しておりますが、第8期もこの料金体系を継続いたします。

この保険料段階の基準所得額について、介護保険法施行規則の改正に伴い変更するものであります。

その他、租税特別措置法の改正により、低未利用地等の長期譲渡所得における特別控除が追加されたことに伴い改正するものであります。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第30号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

1段目、15款 国庫支出金、1項2目 衛生費国庫負担金、3億1,206万9,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に対する「予防接種費国庫負担金」であり、国の負担割合は10分の10であります。

2段目の、同じく15款 国庫支出金、2項2目 民生費国庫補助金、75万円の増につきましては、65歳以上で高齢者施設の新規入所者、従業員等を対象とした、新型コロナウイルス抗原定量検査の、希望者の検査費用に対する「高齢者福祉費国庫補助金」であり、国の負担割合は検査費用基準額の2分の1であります。

3目 衛生費国庫補助金、2億2,898万8,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制確保に要する費用に対する「予防接種費国庫補助

金」であり、国の負担割合は10分の10であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2段目、3款 民生費、1項2目 障害福祉費の説明欄、障害者自立支援事業費 1,019万4,000円の増につきましては、障がい者施設の新規入所者、従業員等を対象に、新型コロナウイルス抗原定量検査の希望者に検査費用を助成するものであります。

下の欄、3目 高齢福祉費、9,931万6,000円の増につきましても、新型コロナウイルス感染症予防に関する費用で、説明欄1つ目の○、在宅高齢者支援事業費 2,489万円の増につきましては、高齢者施設の新規入所者と従業員等を対象とし、新型コロナウイルス抗原定量検査の希望者に検査費用を助成するものであり、同じ説明欄2つ目の○、高齢者福祉施設整備事業費 7,442万6,000円の増につきましては、高齢者福祉センターの老朽化した空調機を更新し、施設内の適切な室温管理により換気の促進をすることで、入浴・トレーニング等に利用する高齢者や、施設で休憩するワクチン接種医療スタッフの感染症予防を徹底するものであります。

3段目、4款 衛生費、1項1目 保健指導費、340万円の増につきましては、説明欄4行目、感染症対策体制整備等助成金であります。新型コロナウイルス感染症の入院患者のうち、感染性を示さなくなった後も引き続き入院管理を必要とする者の転院を受け入れる市内医療機関に対して、入院診療体制を整備する費用の一部を助成するものであります。

同じく2目 予防費、5億5,605万7,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する令和3年度分の費用で、主な内容は、説明欄上から2行目、1節 報酬は、常勤及び非常勤の会計年度任用職員に要する費用で、6,336万3,000円。

上から9行目、10節 需用費は、接種券や予診票の帳票類のほか、ワクチン希釈用の注射針や救急用物品等に要する費用で、4,092万3,000円。

下から7行目、11節 役務費は、接種券の郵送料等で、2,101万6,000円。

下から4行目、12節 委託料は、コールセンターの運営委託、ワクチン接種の診療委託やワクチン配送委託等に要する費用で、3億6,013万円。

7ページをお開きください。

1段目、説明欄下から4行目、18節 負担金、補助及び交付金は、個別接種に協力する市内医療機関に対し、接種体制を確保するため、臨時交付金を活用した市独自の支援であり、診療所1カ所当たり30万円、病院1カ所当たり100万円の協力金等に要する費用が1,552万2,000円であります。

以上で、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 ただいま説明がありましたこの6ページの新型コロナ予防接種費、5億5,600万、この各個別の金額わかりましたけれども、もう一度接種関係の体制について、ちょっとわかりやすく教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。

○鈴木委員 集団と個別ですね。

○石川委員長 渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長の渡辺です。

ただいまの接種体制についてのご質問にお答えします。

医療機関が接種を実施する個別接種、それから、市が運営する特設会場での集団接種、この2つを併用して実施していく基本的な考えであります。

個別接種につきましては、先ほどアンケート結果をご説明したように、市内の半分以上の医療機関のほうで進められるように、今後進めていきたいと思っておりますので、かかりつけ医に接種をしていただけるような、なるべく広い形で進めたいと考えております。

また、集団接種につきましては、酒野谷にあります障害者・高齢者トレーニングセンターを常設のメイン会場といたしまして、開設可能な曜日はただいま医師等の確保などを調整中ではありますが、そちらのほうで集団接種を進めまして、接種券配布後、予約を受け付け、そちらで接種をしていく、必要に応じたり、ワクチンの供給量などに応じまして、高齢者施設への訪問診療とか、ほかの会場での集団接種、そのようなところも複合的に検討してまいりたいと考えているのが現状であります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 集団接種におきましても、酒野谷の高齢者トレーニングセンターでやるということで、以前、夜間が中心というふうに聞きましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○石川委員長 渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長の渡辺です。

ただいまの集団接種会場の運営時間についてのご質問ですが、まず、予防接種の優先順位として、医療従事者が優先して接種が開始されております。

そちらの市内の医療機関等の医療従事者等の接種につきましては、このトレーニングセンターにおいて、夜間を中心に予防接種を進めるような形で進めております。

高齢者の方、それからその後続きます一般市民の方に向けては、日中の開設ができるよう、医師会と調整を今進めているところであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、よくわかりました。

なかなか夜といいますと、高齢者なんか大変な方もいらっしゃると思いますので、な

るべく昼間ができるように、医療従事者の負担も増えると思いますけれども、何とぞ調整のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○石川委員長 ほかに質疑はござひますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後にこども未来部関係案件の審査を行います。

(午後 3 時 19 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 3 時 23 分)

○石川委員長 これから、こども未来部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、こども未来部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

なお、2 月 24 日の議員全員協議会での当初予算の部長説明と重複する場合がございますが、どうぞご了承をお願ひいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、9 ページをお開きください。

上の段、13 款 分担金及び負担金、1 項 2 目 民生費負担金の説明欄、1 節 社会福祉費負担金の、こども発達支援センター通園負担金 3,841 万 5,000 円につきましては、児童福祉法に基づく「鹿沼市こども発達支援センター あおば園」での療育や発達相談などの事業に対する「栃木県国民健康保険団体連合会」からの運営負担金であります。

次の、2 節 児童福祉費負担金の、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1 億 3,765 万 7,000 円及び、次の保育所運営費扶養者負担金 2,735 万 2,000 円につきましては、市内と市外の民間保育園並びに、市内の公立保育園に入所する 3 歳未満児クラスの保育料収入であります。

次に、15 ページをお開きください。

上の段、15 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄、2 節 児童福祉費国庫負担金の、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 11 億 2,820 万円につきましては、民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は2分の1になります。

次の、児童手当費国庫負担金 9 億 7,057 万 7,000 円につきましては、児童手当の支給に係る、国の費用負担分であります。

次に、下の段、15 款 国庫支出金、2 項 2 目 民生費国庫補助金の、2 節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1 億 3,755 万 6,000 円につきましては、茂呂保育園の分園整備に伴う施設整備補助金、及び民間や公立保育園等が、それぞれ新型コロナウイルス感染予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金であります。

2つ下の、家庭こども相談事業費国庫補助金 150 万円につきましては、「子どもの貧困」の実態調査に対する国庫補助金であります。

次に、17 ページをお開きください。

一番下の段、16 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金であります。説明欄は、20 ページの上の段になります。

2 節 児童福祉費県負担金の、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 5 億 6,410 万円につきましては、国庫負担金同様に民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費などに係る県の負担金で、補助率は4分の1であります。

次の、児童手当費県負担金 2 億 1,445 万 4,000 円につきましては、国庫負担金同様、児童手当費に係る県の費用負担分であります。

次に、21 ページをお開きください。

一番上の欄、3 目 衛生費県補助金の説明欄、1 節 保健衛生費県補助金の下から3行目、こども医療対策事業費県補助金 1 億 489 万 2,000 円につきましては、こども医療費助成のための県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

95 ページをお開きください。

下の段、3 款 民生費、2 項 1 目 児童福祉総務費であります。説明欄は 98 ページになります。

上から3番目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 28 億 9,096 万 3,000 円につきましては、民間保育園、認定こども園、幼稚園等への委託費や負担金及び特別保育事業に対する推進費補助金などが主なものであります。

次に、その下の○、児童福祉施設整備事業費 1 億 4,937 万 5,000 円につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、茂呂保育園の分園整備に伴う施設整備補助金と民間や公立保育園等が、それぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金であります。

次に、その下、2目 保育所費の説明欄、保育所運営費 3億 1,428万 7,000円につきましては、公立保育園7園の運営経費で、会計年度任用職員保育士等の報酬や給食材料費などが主なものであります。

次に、99ページをお開きください。

下のほうになりますけれども、3目 こども支援費の説明欄、2つ目の○、児童手当費 14億 50万 1,000円につきましては、中学校修了時までの児童を養育している親などに支給する児童手当の扶助費が主なものであります。

次に、102ページをお開きください。

上から2つ目の○、放課後児童健全育成事業費 1億 9,588万 4,000円につきましては、市内30カ所で実施する学童保育クラブへの運営委託料が主なものであります。

次の○、ひとり親家庭福祉対策費 1,284万 3,000円につきましては、DVなどから保護するため、母子生活支援施設への措置費やひとり親家庭の自立支援教育訓練及び、高等職業訓練を促進する給付事業が主なものであります。

下から2番目の○、児童扶養手当費 3億 4,658万 9,000円につきましては、児童を養育しているひとり親等に支給する児童扶養手当の扶助費が主なものであります。

次に、104ページをお開きください。

一番上の○、家庭こども相談事業費 803万 9,000円につきましては、虐待や育児放棄などの養育支援が必要な家庭への訪問事業や、生活困窮家庭に対する緊急支援を行う「要保護児童等対策支援事業」のほか、「子どもの貧困」の実態調査を行うための経費であります。

次に、107ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費であります。説明欄につきましては、少しとびまして、121ページをご覧ください。

6目 子育て支援保健対策費の説明欄、一番上の○、こども医療対策事業費 3億 6,426万 7,000円につきましては、中学校修了前までの子供に対して、現物給付による医療費を助成する医療費扶助が主なものであります。

以上で、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、こども未来部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

それでは、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）中、こども未来部所管の歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番下の段、14款 国庫支出金、2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1億7,979万5,000円の減につきましては、「認定おおぞらこども園」が本年4月から開所するための施設整備補助金であります。当初、国庫補助金での歳入を予定しておりましたが、県の安心こども基金に変更になったため、国庫補助金の全額を県補助金へ組み換えするものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から3番目の段、真ん中の段になりますけれども、15款 県支出金、2項2目 民生費県補助金の説明欄、1節 社会福祉費県補助金の、結婚対策費県補助金 105万円につきましては、市民に交付する結婚新生活支援補助金の件数増を見込んでの増額であります。

次の、2節 児童福祉費県補助金の、児童福祉施設整備事業費県補助金 1億7,979万5,000円の増につきましては、先ほどご説明いたしました児童福祉施設整備事業費国庫補助金からの組み換えであります。負担割合は、保育分が、県3分の2、市12分の1、幼稚園分が県2分の1、市4分の1となります。

次に、7ページをお開きください。

上から2番目の段、17款 寄付金、1項2目 民生費寄付金の説明欄、児童福祉総務費寄付金 9万5,000円につきましては、1人の方から寄せられた寄付金を受け入れたものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費、1項6目 女性青少年費の説明欄、結婚新生活支援補助金 210万円につきましては、先ほど、歳入にありましたが、所得の少ないカップルの結婚を経済的に支援する、結婚新生活支援補助金の補助件数枠を当初の10件から17件とするための増額であります。

その下の段、3款 民生費、2項3目 こども支援費の説明欄1つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 71万1,000円の増につきましては、看護師などの資格取得を促進する給付金事業などに対する、国庫補助金の確定に伴う過年度償還金であります。

次の○、こどもみらい基金積立金 1,303 万 1,000 円の増につきましては、先ほど歳入で説明いたしました寄付金 9 万 5,000 円及びふるさと納税者からいただいた寄付金 1,292 万 2,000 円、ほか、基金利子 1 万 4,000 円の合計額であります。

以上で、議案第 11 号 令和 2 年度 鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）中、こども未来部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 1 号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」創設するよう意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

事務局より、陳情の趣旨等の説明をお願いします。湯澤主事。

○湯澤主事 陳情第 1 号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」創設するよう意見書提出を求める陳情書について、ご説明いたします。

陳情書のコピーをお配りしていますので、ご覧ください。

また、この陳情書には意見書（案）がついています。

この陳情は、令和 2 年 11 月 6 日に、栃木県社会保障推進協議会、会長 大根田紳氏から鹿沼市議会に提出された陳情であり、鹿沼市議会に対し、「地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出すること」を求めるものです。

表紙をめくりまして、陳情書の内容のうち、「陳情の要旨」と「陳情の理由」を読み上げます。

1 陳情の要旨、妊産婦が費用の心配なく医療を受けられるよう、国への意見書提出をお願いいたします。

2 陳情の理由、2018 年 12 月 14 日「成育課程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が公布されました。

成育基本法は、「成育課程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること」を基本理念としています。

また、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び、実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、

及び、実施する責務を有する」としています。

成育基本法を実現するためには、①妊産婦に対して、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設する。

②国による「妊産婦医療助成制度」創設を実現するためにも、自治体としての妊産婦医療費助成制度を拡充することが重要と考えます。

つきましては、国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう、意見書の提出をお願いいたします。

説明は以上になります。

○石川委員長 事務局の説明は終わりました。

執行部に対し確認したいことがある方は順次発言を許します。

別段確認したいこともないようですので、この陳情の取り扱いについて、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方をお伺いいたします。

ご意見のある方からお願いいたします。館野委員。

○館野委員 館野です。

これ、国に対しての陳情という形になると思うのですけれども、内容を見ると、やってもいいのかなという、議会としては推進するような方向でいいと思うのですけれども。

このもう1枚の、実際の意見書(案)のほう、これはもうちょっと、これをそっくり出すのかどうかは別ですよ。

もうちょっと精査して出すのも1つかなと思います。

この陳情に関しては、私はオーケーです。

○石川委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見のある方、谷中委員。

○谷中委員 私もこの陳情に対するものは、大変よろしいことだと思っています。

やっぱり妊産婦で、全国的に、この13都道府県でやっているところがあるということで、栃木県もここに入っていると思うのですけれども。

やはり利用された方からは、妊娠されたときに、いろいろ女性の体って変化があって、歯が痛くなったり、だんだんおなかも大きくなったときに、腰が痛くなったりということで、病院にかかりやすいということで、普通だったらちょっと我慢しようかなと思っても、やはりこの体制があるので、きちんとかかって、治して、ちゃんと子育てに向かっていけるというような声も聞いていますので、ぜひこれは、子供がだんだん少なくなっていくという現状を考えれば、国のほうにこういうものを求めていくのはいいことだと思っています。

ただ、やはり意見書に関しては、このままというのも、もうちょっと見直しをかけてい

ったほうがよろしいかと思えます。

○石川委員長 ほかに意見や考え方がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第1号の取り扱いについて、採択を行います。

陳情第1号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○石川委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第1号については、採択とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩といたします。

休憩後に教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

(午後 3時48分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 4時00分)

○石川委員長 これから教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田でございます。

議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

こちらのページは、14款 使用料及び手数料、1項使用料の8目、教育使用料の説明になりますが、一番上の段右側のページの2節 保健体育使用料 3,896万円につきましては、体育施設使用料として千手山公園運動施設使用料」以下、説明欄に記載の「各体育施設の使用料」であり、実績等を勘案して計上してございます。

次に、15ページをお開きください。

2段目、15款 国庫支出金、2項国庫補助金につきまして、恐れ入ります、続いて17ページをお願いいたします。

1段目の表の3番目の欄、5目 教育費国庫補助金の右側1つ目の欄、小学校費国庫補

助金の説明欄 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 1 億 270 万 6,000 円につきましては、東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事や、北押原小学校及びみなみ小学校の給水設備外改修工事（第 2 期）に対する交付金であり、補助率は 3 分の 1 でございます。

2 つ目の欄、中学校費国庫補助金の説明欄 2 行目、中学校耐震化事業費国庫交付金 476 万 6,000 円につきましては、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に対する交付金であり、補助率は 3 分の 1 でございます。

次に、29 ページをお開きください。

3 段目、21 款 諸収入、3 項 6 目 教育費貸付金元利収入の説明欄 2 行目、奨学金貸付元金収入 1 億 914 万 8,000 円につきましては、奨学金貸付元金収入として計上したものであります。

次に、4 段目、21 款 諸収入、4 項 2 目 教育費収入の説明欄 2 行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 4 億 2,578 万 5,000 円につきましては、共同調理場及び各地区共同調理場並びに単独実施校において、給食を受ける児童、生徒、教職員等の給食費収入であります。

次に、主な歳出について、ご説明いたします。全員協議会でご説明させていただいたものを除いた 2,000 万円を超える主なものなどをご説明いたします。

まず、35 ページをお願いいたします。

2 段目、2 款 総務費、1 項 総務管理費の説明になりますが、飛んで 55 ページをお願いいたします。

右側のページは 8 目 財産管理費の説明欄になりますが、中ほどの 2 番目の○、市民情報センター維持管理費 5,806 万 7,000 円につきましては、宮ビルサービス株式会社に委託する指定管理料等の経費であります。

次に、63 ページをお開きください。総務管理費が続きます。

一番下の欄、13 目 芸術文化振興費の右側説明欄の○、市民文化センターの管理運営費 2 億 417 万 1,000 円につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団に委託します指定管理料等の経費であります。

次に、67 ページをお願いいたします。総務管理費が続きます。

上の段の右側は、14 目 生涯学習費の説明欄になりますが、1 番目の○、自然体験交流センター管理運営費 2,773 万円につきましては、フロントや宿直などの会計年度任用職員賃金及び光熱費、警備の委託など、施設の維持管理及び運営に要する経費であります。

次に、飛びまして、191 ページをお願いいたします。

ここは 10 款 教育費、1 項 教育総務費の説明ページになりますが、2 段目、2 目 事務局費の説明欄、3 番目の○、教育相談専門員報酬 3,530 万 7,000 円につきましては、いじめや不登校をはじめ、発達に関する相談など、様々な案件に対応する教育相談専門員 13 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、193 ページをお開きください。事務局費が続きます。

説明欄 1 番目の○、奨学金等貸付事業費 8,214 万 1,000 円につきましては、新規貸し付け者 64 人分を見込み含めました 183 人に奨学金などの貸し付けを行いますための経費であります。

次に、195 ページをお開きください。事務局費が続きます。

説明欄 1 番目の○、スクールバス管理費 6,757 万 4,000 円につきましては、西小・西中・加園小・栗野小、そして栗野中学校に通学する遠距離通学児童生徒のためのスクールバスの運行業務を委託するための経費であります。

次に、2 段目、ここから、10 款 教育費、2 項 小学校費、1 目 学校管理費に入りますが、197 ページをお願いいたします。

右側の説明欄 3 番目の○、小学校管理費 1 億 3,207 万 7,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱費など小学校 24 校分の維持管理経費であります。

次に、下の 4 番目の○、校舎等維持補修費 1 億 1,079 万 3,000 円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料など、小学校 24 校の施設維持に要する経費であります。

続きまして、199 ページをお開きください。小学校費が続きます。

右側ページの説明欄中ほど 1 番目の○、校舎等施設整備事業費 4 億 7,039 万 9,000 円につきましては、西小学校屋内運動場の長寿命化改良工事実施設計業務及び東小学校並びにさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事など、また、その工事の監理業務などの施設整備に要する経費であります。

次に、201 ページをお願いいたします。小学校費が続きます。

1 段目の説明欄 1 番目の○、情報化教育推進事業費 1 億 4,270 万 3,000 円につきましては、小学校における ICT 支援員やパソコン・タブレットの借上料や機器修繕など、情報教育環境整備に要する経費であります。

次の欄、2 目 教育振興費の説明欄、2 番目の○、教材教具購入費 5,562 万 8,000 円につきましては、小学校における教材消耗品や備品購入に要する経費であります。

説明欄、次の 3 番目の○、要保護・準要保護児童援助費 3,038 万 8,000 円につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童約 380 人に対する教育扶助費であります。

次に、10 款 教育費、3 項 1 目 学校管理費の説明欄、最初の○、外国語指導助手報酬 5,040 万円につきましては、小中学校の外国語活動及び外国語科の授業を補助する外国語指導助手 14 名分の報酬であります。

次に、203 ページをお願いいたします。

1 番目の○、中学校管理費 8,876 万円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱費などの中学校 10 校の維持管理経費であります。

次に、説明欄 2 番目の○、校舎等維持補修費 6,274 万 5,000 円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料など、中学校 10 校の施設維持に要する経費であり

ます。

次に、205 ページをお願いいたします。中学校費が続きます。

説明欄 1 番目の○、校舎等施設整備事業費 1,269 万円につきましては、北中学校屋内運動場の長寿命化改良工事実施設計業務などに要する経費であります。

次に、2 番目の○、中学校耐震化事業費 1,940 万 4,000 円につきましては、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に要する経費であります。

次に、207 ページをお開きください。中学校費が続きます。

説明欄 1 番目の○、情報化教育推進事業費 3,615 万 5,000 円につきましては、中学校におけるパソコン借上料や機器修繕など、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次の欄、2 目 教育振興費の説明欄、2 番目の○、教材教具購入費 6,520 万 9,000 円につきましては、中学校における教材消耗品や備品購入及び教科書改訂によります教師用指導書等に要する経費であります。

次の○、要保護・準要保護生徒援助費 3,175 万 6,000 円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学が困難な生徒約 250 人に対する教育扶助費であります。

次に、10 款 教育費、4 項 社会教育費、ここで次の 209 ページをお願いいたします。

下の欄、2 目 図書館費の説明欄、2 番目の○、図書館管理費 7,166 万 2,000 円につきましては、本館、栗野館施設維持管理経費及び図書館業務システム運用費用並びに、東分館の指定管理等業務委託に要する経費であります。

次に、211 ページをお開きください。

図書館費の説明欄中ほど、1 番目の○、図書館資料充実費 2,247 万 1,000 円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料等の購入に要する経費であります。

次に、213 ページをお開きください。

3 目 文化振興費、説明欄の一番下の○、文化財保護活動費 3,153 万 8,000 円につきましては、新産業団地造成地など、市内発掘調査や、さらには、国指定重要無形民俗文化財発光路の強飯式、鹿沼今宮神社祭の屋台行事等の伝統行事を後世に伝えていくなどの地域資源の保存・活用に要する経費であります。

次に、215 ページをお開きください。

説明欄、一番下の○、川上澄生美術館管理運営事業費 1,481 万 9,000 円につきましては、美術館の施設管理運営に要する経費のほか、企画展及び市内小中学生を対象といたします「ジュニア版画大賞」の開催等に要する経費であります。

次に、221 ページをお開きください。

こちらは、10 款 教育費、5 項 1 目 保健体育振興費の欄になりますが、右側の説明欄 1 番目の○、生涯スポーツ振興事業費 1,597 万 1,000 円につきましては、スポーツ協会やスポーツ少年団などへの運営補助金及び、規模を縮小しての開催となります「第 41 回鹿沼さつきマラソン大会」をはじめとする、各種スポーツ大会やスポーツ振興事業等に要する経費を計上するものであります。

次の○、国体・障害者スポーツ大会推進事業費 5,040 万 4,000 円につきましては、「いちご一会とちぎ国体」のリハーサル大会に要する経費のほか、令和4年に開催されます、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」の開催準備や啓発事業等に要する経費であります。

下の欄、2目 体育施設費の説明欄の○、体育施設管理運営費 2億 8,528 万 9,000 円につきましては、各スポーツ施設の管理運営に関し、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団に委託いたします、指定管理料等の経費であります。

次に、223 ページをお願いいたします。

3目 学校給食費の説明欄、3番目の○、学校給食事業費 7億 9,473 万 2,000 円につきましては、鹿沼市学校給食共同調理場、栗野地区学校給食共同調理場及び、5カ所の地区調理場並びに5カ所の単独実施校の計12調理場におけます賄材料費などの調理場管理運営に要する経費であります。

次に、225 ページをお願いいたします。

3目 学校給食費が続きます。

説明欄の○、学校給食共同調理場施設整備事業費 6,496 万円につきましては、栗野地区共同調理場の蒸気配管改修工事や鹿沼市学校給食共同調理場のコンテナ・プール改修など、施設整備に要する経費であります。

先ほどの説明の中で、205 ページ、お願いいたします。

205 ページの中学校費の中の説明欄、1番目の○、校舎等施設整備事業費、こちら 1,276 万 9,000 円と申し上げるべきところを、誤って、1,269 万円と読んでしまいました。改めて訂正いたします。

以上をもちまして、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

ご審査をお願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。館野委員。

○館野委員 館野です。

これ学校関係なので、駒場課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、今度ICT教育で、小学校でタブレットのほうを導入中だと思うのですけれども、それは4月から正常にというか、全校配備の上、進められる状況なのですか。お願いします。

○石川委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

館野委員のご質問にお答えしたいと思います。

令和2年度に限りまして、今年は、タブレットの導入、また、学校の校内LANの整備が、今進んでいるところでございます。

それで、今年の繰り越し分の校内LANにつきましては、2月中に全校整備が完了いた

しました。

また、大型モニターのほうの購入も補正をしていただいて、3月の10日までに全校の配備となっております。

また、タブレットの導入につきましては、本日3月17日で全校配備完了ということで、各学校のほうには配備が完了となりました。

今日の新聞にも、楡木小学校のほうの記事が載せられておりましたが、配備された学校では、既にタブレットを利用して、先生方が使っていると、状況となっております。

残りは、3月の中でインターネットの環境の整備の調整が若干残っているところでございまして、一応各学校のタブレットの配備、また、校内LANの整備は完了ということで、説明にかえさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○館野委員 わかりました。ありがとうございました。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。谷中委員。

○谷中委員 体育館の改修についてお伺いしたいのですが、東小学校とさつきが丘小学校で予定されている改修と、あと北中学校ということで、先ほど説明があったと思うのですが。

令和3年度に向けては、今学校開放施設が、随分皆さん、コロナの対策ということで、利用者が減っていて、新年度から、みんな、「もうそろそろ使いたいね」という話で、今そちらのほうが進んでいることだと思うのですが。

体育館のそういうものが、この間の議会でテレビを見ていた人から、「改修があるんだって」という話が出まして、「何月から何月ぐらいまで使えないか」というような話が出ていますので、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○石川委員長 金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田です。

ただいまの谷中委員のご質問にお答えいたします。

令和3年度の体育館の改修工事はいつ頃の工期なのか、ということかと思いますが、東小学校につきましては、令和3年6月から令和4年2月を工期で予定してございます。

次に、さつきが丘小学校につきましては、令和3年6月から令和4年2月と予定しております。

次に、北中学校の屋内運動場、こちらはバスケットのゴールの改修になりますけれども、こちらは令和3年6月から令和3年8月の間で完了させたいと、このように考えています。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 工期についてはわかったのですが、実際に使えるというのをお聞きしますか、大丈夫ですか。

○谷中委員 はい、申し上げます。

○石川委員長 はい、利用が、この工期が終わってすぐ使えるのかというところをお聞きしたいのだと思うのですが、金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、まず、これはスポーツ振興課の所管になりますけれども、昨年12月25日に、まだ予算を検討している段階であります、体育館の改修を予定しているということを、まず第1段階でお知らせしました。

つきましては、令和3年度の利用に当たって、社会体育の利用には、スケジュールが重複するということが考えられます。

したがって、令和3年度に、この予算成立後速やかに、改めて利用者のほうにはお示ししたいと思いますけれども、そういったスケジュールをお知らせしながら、完了ができたなら、速やかに利用ができるようなご相談に応じていきたいというふうに、担当部局と、関係部局と相談しながら進めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 子供たちの体育館ですから、安全感ということの関心もありますから。

ほとんど1年ですね、令和3年度は使えないと思うので、これは子供たちも体育館が使えないと思うので、結構体育の授業とか、そういうことで支障を来すと思うのですが、その辺というのは、天気がよければ外でということもあるのですが、体育館での授業みたいなのはどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○石川委員長 猪瀬学校教育課長補佐。

○猪瀬学校教育課長補佐 学校教育課長補佐、猪瀬です。

体育館を伴う授業につきましては、代替で、外での授業を中心にやることになるかと思えます。

ただ、雨の日とか、そういったときには、室内で、広い場所を使って行うこともあるのですが、原則的に授業を入れ替えたりしまして、対応をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 もちろん晴れの日ばかりではないのですが、入れ替えしたりして、やはり体力が今ちょっと落ちているということもありますから、ぜひその辺はきちんとそういう代替、日にちを変えたりして、十分にやっていただければと思います。

学校開放のほうは、本当に1年間ということですから、もし予算が通って、きちんとこれが実施にということになりましたら、今もう、来年度の登録をしている団体には、速やかに通知を出していただいて、代替の体育館を紹介するとかで、そういう手厚いフォローをしていただければと思います。よろしくお願いたします。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じく 206 ページの、中学校耐震化事業費 1,940 万 4,000 円ですか、北中学校の吊りバスケットゴールですけれども、これは何基分の工事なのでしょう。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 失礼しました。

北中学校の吊りバスケット工事の改修工事ということですが、何基分かということでもありますけれども、申し訳ございません、設計の詳細が今手元に数字がございますので、後ほどお答えすることよろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。後で結構です。

○石川委員長 それでは、後ほど、よろしく願いいたします。

ほかにご質疑はございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 副委員長、鰐原ですけれども、この場でちょっとお聞きします。

202 ページの外国語指導助手報酬が載っていますね。

この外国語の指導助手の報酬というのは、各市、県内一律なのですか、それとも各市によっては差があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○石川委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

鰐原委員の、ALT、外国語指導助手の報酬についてお答えをしたいと思います。

月額、鹿沼市が 30 万円ということなのですが、鹿沼市の 30 万円というのは、県内でも、ほぼ、そちらを登用しているところが多いと思います。

県内でも一律ではございませんので、日給制を使っているところもありますし、鹿沼のように、雇用をしているところもあれば、外国人の指導助手については、人材派遣会社のほうから派遣で任用しているということもございますので、県内では統一ということではありません。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、日給とか、固定給とか、その人材派遣から派遣されているところもあるのですけれども、要は子供たちにとっていい助手、いい先生であればいいわけですから、鹿沼の場合は固定給をとっているということは、いい先生が集まりやすいという理解でよろしいでしょうか。

○石川委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 鰐原委員の質問にお答えしたいと思います。

鹿沼のほうの給料については、月額で 30 万円ということで、先ほどお話ししましたが、今年も人の入れ替えがありましたけれども、いい人材が集まってきているとは思っております。

特に、外国語担当の指導主事のほうも熱心にALTのほうを指導しておりますので、現在 14 名ですけれども、人材的にはいい人材がそろっていると思っております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 ありがとうございました。

引き続いて、よろしいでしょうか。

○石川委員長 ほか、大丈夫ですか。

○鰐原委員 では、同じ 202 ページでね、要保護・準要保護児童援助費というのがありましたね、経済的に困窮しているという方、380 人。

その 380 人という数字は、ほかの、人口比とか子供の数からいって、貧困率は高いほうなんでしょうか、それとも低いほうなんでしょうか、鹿沼は。

○石川委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

要保護・準要保護の人数という、パーセントなのですけれども、積算のほうはしておりませんが、以前調べたときには、鹿沼のほうの貧困率、パーセントの人口に対しての対象者数、約 390 名前後というのは、決して多くはないと思っています。

若干、全体的にはほかの市町では、大小ありますが、要保護・準要保護の基準自体が、鹿沼市は 1.3 倍までということになっておりまして、生活保護の基準の 1.3 倍ということで、かなり拾っているということになります。

一番低いところが、県内では 1.0%、一番高いところで 1.5%という基準がありますけれども、鹿沼市は比較的要保護・準要保護の基準は高いところでございますが、全体的なパーセントとすると、他市よりも人数的な割合とすると低いのかなと思っています。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○石川委員長 ほかにご質疑は、加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

細かいことになってしまうのですが、先ほどの体育館の補修のことで、今いろいろ予算化されていますけれども。

実は菊沢東小学校の体育館、これの後ろ側が木造がむき出しになっていまして、その部分が、地元の方が、「やっぱり、木造をもう少し、雨が降っても腐食されないような、そういうケアみたいなものがされると、非常に体育館はもつのだ」ということをおっしゃっています。

それで、ほかの玄関も今後、そういう木材を使って、全体が、割としっかりとした木材がむき出ているのですけれども、そういう補修、そこの部分も含めて、腐食されないような使い方、それでまた、それが長く大切に使われるように見ていただけたらなというふうに思うわけです。

その点に関しては、どのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○石川委員長 金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

体育館の外壁等の木造・木質、そういったものが腐食されないような対応はどのようにするのか、ということでございますけれども、昨年のちょうど3月にお示しました、市内110施設の体育館も含めまして、長寿命化ということで、今後の考え方などを示しております。

特に、その整備の仕方において、いわゆる長寿命化と申しますのは、大規模改造も一つでありますけれども、その内容と申しますのは、ただいまご指摘がありましたように、外壁、内壁、あるいは、柱のさびも含めた抜本的な長寿命化、耐震とは別ですね、長くもたせるという考え方で取り組む計画であります。

現在は、その40年を経過したものを優先的に取り扱ってまいります。今おっしゃいました、そういった内壁などが、主要構造部の一つでありますので、当然塗装も含めまして、そういった腐食に対応するような設計をしてみたい、このように、これはもう大前提に考えております。

言葉が繰り返しますけれども、現時点におきましては、40年を経過したものを計画的に進めていく、また、その間にいろんな台風の災害を受けてしまう、そういったものについては、個々に緊急修繕とか、そういった対応を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

長寿命化ということでは、非常に、その辺大切なことなのかなというふうに思います。

今、特に、突風が吹いたり、割と、いろいろその自然災害という部分では、けがのないようにというか、子供たちの使う施設でございますので、ケアをしっかりしていただけたらなというふうに考えます。どうぞよろしくお願いします。

そちらと、もう1点よろしいですか。

○石川委員長 はい。

○加藤委員 生涯学習課のことなのですが、放課後子ども教室というのが、今各市内にいくつかあると思うのですね。

○石川委員長 加藤委員、ページ数、お願いしてもいいですか。ページ数。

○加藤委員 ページ数というか、ごめんなさい。

ちょっと具体的な話になるのですが、全体的な話でわかるか、よろしいですか。

ページ数というよりも、今後の動向をちょっと聞きたいのですが、放課後子ども教室というのをやっているのですね。

それは、もう県と。

ありがとうございます、210ページ。

放課後子ども教室の、○の3つ目ですね、放課後子ども教室推進事業費のことですが、これの242万4,000円の中身をちょっと知りたいのですが、わかるでしょうか。何カ所かということです。はい、お願いします。

○石川委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

現在、放課後子ども教室の実施箇所につきましては、6カ所となっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

6カ所ということで、前よりもちょっと少なくなっているのかなというような感じなのですが、これ県とのかかわりがあると思うのです。

それで、学童もありますので、今後、県と市としては、この放課後子ども教室の部分はどうのように将来的に考えていくのか、もし、わかれば教えてもらいたいのですが。

○石川委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

現在、放課後子ども教室につきましては、今後進めていきます、地域学校協働活動の一環として行っているものでございます。

これは、地域と学校の連携ということですが、これにつきましては、現在、当初ですね、学校の数につきましては、放課後子ども教室の数につきましては多かったです。が、児童生徒数の減少等によりまして、この教室の参加人数がなかなか確保できないということと、あと、地域の方のボランティアの確保がなかなか難しいというような状況から減ってはおりますが、今後、子ども教室というよりは、地域学校協働連携の推進、コミュニティスクールの推進に向けまして、そちらのほうと連携した形にしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました、ありがとうございました。

○石川委員長 ほかに質疑は、鰐原委員。

○鰐原委員 鰐原ですが、213ページの文化振興費について、お伺いいたします。

この中で、今回第2期工事が始まりますね、市庁舎の。

その場合の文化財包蔵地における文化財の調査のあり方について、ご説明願います。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

第2期工事の始まる前の文化財調査ということでございますけれども、まず、試掘調査としまして、鹿沼城の遺構の現状が、現在わからない状況でございますので、建物を解体した後に、試掘調査を予定しております。

そのための費用としまして、221万1,000円、主なものは、発掘調査の作業員に係る報酬でございますけれども、まず、この試掘調査を実施をしまして、遺構の残り具合というのですかね、障子掘がどのように残っているかということを確認した上で、本調査を実施

していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、1期調査の場合は、2,030平方メートルのうち、調査対象面積は1,600平方メートルだったかと思うのですよ。

そうすると、その残りの部分があったのですけれども、今回はその面積が3倍ぐらいになりますよね。

そうすると、その全てをやるのか、調査対象をどうやって決めるのか、説明願いたいと思います。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

どのように調査対象を決定していくかということでございますけれども、第2期工事に伴って調査の対象となる面積が6,924平方メートルでございます。

それで、この面積には、当然現在建っている本館、それから外構工事にかかる部分ということでございますけれども、この本館の部分を解体してみないと、その下にどのように遺構が残っているのかというのが、確認をできないということでございますので、あくまでも試掘調査をやらないと面積は確定はしていけないと考えております。

ただ、6,924平方メートル全てが、調査の対象になるということです。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 6,924平方メートル全ての対象となるというお答えですけれども、包蔵地の面積は9,054平方メートルでしたよね。

そうすると、1期工事では、そのうち1,600平方メートルしかやらなかったのですよ。

そうすると残った部分は、なぜやらなかったかというと、栃木県の文化課の指導によって、そこはもうないだろうとか、専門家の判断で表土をめくらなかったと、そういうことがありましたよね、これは事実ですか。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

1,600平方メートルというか、その第1期工事のところで、「全てを掘らなかった」というところはございません。

全て調査の対象にしたのですけれども、そのうち、この遺構が確認をされていないというところもありました。

それは、車庫のあった部分は、既に遺構がなくなっていたというところで、その部分は「調査の対象にしなかった」ということではなくて、遺構が壊れているというのを確認しております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、予算の 226 万 6,000 円、場合によっては、これは増額するのだというような内容になりますか。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

予算の 221 万 1,000 円につきましては、主な経費は、調査にかかわる作業員の報酬ということなのですけれども、当然、出てきたものの状況によりまして、内容、調査の内容は変わってくるということでございますので、状況によって補正ということも考えられると思っております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、期間がありますね。

期間はあくまでも、限られた期間ですか、それとも内容によっては、延長になるというような見通しもあるのですか。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

期間につきましては、庁舎の建設工事のスケジュールとよく調整を図りながら、試掘調査、それから、必要があれば、本調査を実施していくということで、全ての発掘調査を遺漏なくやった上で、庁舎の建設ということになっていくスケジュールと考えております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○石川委員長 ほかにご質疑はございますか。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田です。

先ほど、鈴木委員からご質疑がございました北中学校のバスケットゴール、これは何基かということではありますが、確認しましたので、お答えします。

1 コートの 2 カ所ということでありまして、大変失礼しました。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 212 ページの図書館東館の指定委託料 3,569 万円、これは 1 年分ということですね。

○石川委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長の田野井です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えします。

東分館の指定管理料につきましては、今お話ありました 3,569 万円、これは 1 年間で

ざいます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 指定管理の期間は何年ですか。

○石川委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。

指定期間でございますが、平成31年度、令和元年度ですかね、それから令和5年度までの5年間でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 東館ですね、指定管理方式とりまして、これについて、今、平成31年から実施しているわけですがけれども、この効果について、どのような効果があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○石川委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。

すみません、今の質問の趣旨がちょっとわからないので、再度お願いしたいと思います。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 結局、本館と栗野館は、市の直営でやっているわけですね。

これを東館については、いわゆる本館からはずして、民間委託ということで、指定管理方式でやっているわけですがけれども、これについてのその効果について、いかがでしょうかということで、今お聞きしているわけです。

○石川委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。

東分館につきましては、平成26年度から指定管理を導入しているところでございます。

正確な数値は、ただいま資料がございませんので、明確にお答えできませんけれども、当時、正規の職員がいらっしゃいましたので、その分の人件費の削減を図ることができました。

また、サービスにつきましても、本館、また栗野館は月曜日休館とかという形になっておりますが、開館日自体も、指定管理を導入したことに伴いまして、本館、栗野館よりは開館日が若干でございますけれども、増えておりますので、そういったところでのサービスの向上は図れているものと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 平成26年から民間ということで、31年も、また同じ業者ですね、これは。

○石川委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。

平成 26 年度から、今回、平成 31 年度からの指定管理が 3 度目になるわけですがけれども、受託、同じシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社という業者で受託していたところでございます。

以上でございます。

○石川委員長 鈴木委員、大丈夫ですか。

○鈴木委員 はい、結構です。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。谷中委員。

○谷中委員 216 ページの川上澄生美術館管理運営事業費なのですが、いろいろコロナ禍にあっても、いろんな企画展をしてくださって、結構、鹿沼市の人というよりも、この地域の方が見にいっちゃるというのを聞きしております。

それで、たまたま私が行ったときにも、学芸員の人というのかな、すごく説明を丁寧にしてくださっていて、見ていて、熱心に皆さん、「あ、こういう作品なんですね」みたいな会話が聞こえるので。

ちょっとすみません、人員について、何人、どういう方がいて、説明というのはその方だけなのか、その方が休みのときには、ほかの方もそういう説明をしているのかをお聞きしたいと思います。

○石川委員長 佐藤博川上澄生美術館事務長。

○佐藤川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館事務長の佐藤でございます。

ただいまの谷中委員の質問にお答えいたします。

現在、美術館のほうには、館長が 1 名、事務長が 1 名、学芸員が 2 名、会計年度任用職員が 4 名という形で、合計 8 名の体制をとっております。

それで、作品の説明とか、そういった点につきましては、主に学芸員が専門の知識持っておりますので、対応しますが、館長も週 2 回の出勤の合間で、そういった説明に関しては、ご自身も、そういった勉強も随分しておりますので、積極的に説明を行っていただいております。

あと、会計年度任用職員につきましても、美術館の経験が長い方が多数おりますので、作品の知識とか、お客様の要望とか、そういったところも精通してございますので、お客様には結構丁寧な説明等が十分可能かと思っております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 学芸員が 2 名ということで、当然そういうのはきちんと知識があるということと、皆さん、勉強していて、きちんと説明ができるということなので、やはりそのままぜひ続けていただければと思います。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

会議開始から50分が経過しました。

換気のため、10分間休憩いたします。

再開は、5時5分といたします。

(午後 4時56分)

○石川委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 5時05分)

○石川委員長 次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田です。

議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

1段目、13款 使用料及び手数料、1項1目 総務使用料、1節 総務管理使用料の説明欄2行目、市民情報センター使用料140万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、施設の利用を自粛したことによります使用料の減であります。

次に、その下の8目 教育使用料、右側の2節 保健体育使用料の説明欄2行目、学校開放事業使用料220万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、活動を自粛したことに伴います使用料の減によるものであります。

次の3行目、自然の森総合公園運動施設使用料640万円の減につきましても、コロナウイルス感染防止のため、施設の利用を自粛したことに伴います使用料の減額分を計上するものであります。

次に、4段目、14款 国庫支出金、2項6目 教育費国庫補助金、1節 小学校費国庫補助金の説明欄2行目、小学校管理費国庫補助金22万円の増につきましては、教育支援体制整備事業費補助金、内容といたしまして、切れ目のない支援体制整備充実事業、「医療的ケアのための看護師配置事業」の補助金でありまして、補助率は3分の1でございます。

次の、3節 保健体育費国庫補助金の説明欄2行目、体育施設整備事業費国庫補助金1,500万円の増につきましては、自然の森総合公園テニスコート改修工事についての国庫補助金であり、この補助率は2分の1であります。

次に、5ページをお開きください。

3 段目、15 款 県支出金、2 項 7 目 教育費県補助金の説明欄 2 行目、社会教育推進費県補助金 77 万 3,000 円の減につきましては、放課後子ども教室事業費の実績見込みによるものであります。

なお、補助率は3分の2であります。

次に、7 ページをお願いいたします。

2 段目、17 款 寄附金、1 項 4 目 教育費寄附金の説明欄 2 行目、図書館資料充実費寄附金 50 万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から「図書資料充実」のための寄附をいただいたものであります。

次に、5 段目、20 款 諸収入、4 項 3 目 雑入の説明欄 2 行目、体育施設収入 180 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、各種スポーツ教室等を中止としたことによります参加料収入の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。17 ページをお願いいたします。

10 款 教育費、1 項 2 目 事務局費の説明欄の○、奨学金等貸付事業費 856 万 5,000 円の減につきましては、当初、奨学金申請者を 203 人で見込んでおりましたが、実績見込みでは 190 人となり、13 人減少分を減額するものであります。

次に、4 段目、10 款 教育費、2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、小学校管理費 144 万 4,000 円の減につきましては、中央小学校及び、さつきが丘小学校における水泳授業中止に伴います民間プール施設使用料の減額を計上するものであります。

次に、19 ページをお開きください。小学校費が続きます。

上の段、説明欄最初の○、校舎等施設整備事業費 129 万 3,000 円の増につきましては、津田小学校の校舎南側整地工事や石川小学校の受水槽天板修繕工事に要する経費を新たに計上するものであります。

次の2番目の○、情報化教育推進事業費 5,443 万 5,000 円の減につきましては、校務支援システム機器のリース及び、大型モニターやタブレット端末導入事業の入札結果の差金に伴います、使用料及び賃借料、並びに備品購入費の予算を減額するものであります。

次に、2 段目、10 款 教育費、3 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 400 万円の増につきましては、新年度からの普通教室や特別支援教室の増によりまして、東中学校及び北中学校の教室の空調機設置や間仕切り壁の移設、手すり設置などに要する経費を計上するものであります。

次に、3 段目、10 款 教育費、4 項 1 目 社会教育総務費の説明欄の最初の○、放課後子ども教室推進事業費 116 万円の減、並びに次の○、社会教育推進費 116 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため講座等の開催自粛、事業縮小、または講座を中止したことに伴います報償費や委託料の予算を減額するものであります。

次の欄、2 目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 50 万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様からの寄附金を活用いたしまして、図書を購入する経費を増額するものであります。

次に、一番下の段、10 款 教育費、5 項 2 目 体育施設費の説明欄の○、工事請負費 3,100 万円の増につきましては、自然の森総合公園テニスコートの改修工事に要する経費を増額するものであります。

以上で、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 10 号)についてのうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

ご審査、よろしく申し上げます。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 34 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津でございます。

議案第 34 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についてご説明いたします。

あわせて、令和 3 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書をご確認ください。

今回の改正につきましては、市民の利用に供する施設の拡大を図るため、鹿沼総合体育館に新たに整備する第 2 軽運動室の使用料を定めるために条例の一部を改正するものであります。

令和 3 年 4 月 1 日より、鹿沼総合体育館 1 階にございますスポーツ相談室を改修いたしまして、第 2 軽運動室として貸し出し可能施設とするものであります。これまでの軽運動室につきましては、「第 1 軽運動室」として名称変更いたしまして、今回のものは「第 2 軽運動室」の使用料としまして、「第 1 軽運動室」と同額の 200 円とするものでございます。

以上で、議案第 34 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 34 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田です。

議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

2 段目、15 款 国庫支出金、2 項 5 目 教育費国庫補助金、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄の 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 1 億 207 万 6,000 円の減につきましては、「議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」でご説明いたしました、東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事や、北押原小学校及びみなみ小学校の給水設備外改修工事（第 2 期）に対する交付金であります。国の第 3 次補正予算の採択により、令和 2 年度予算に組み替えをするために、減額するものであります。

その次の欄、2 節 中学校費国庫補助金の説明欄の 2 行目、中学校耐震化事業費国庫交付金 476 万 6,000 円の減につきましては、ただいまの 1 節の小学校費と同様に、「議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」でご説明いたしました、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に対する交付金であります。こちらも国の今年度の第 3 次補正予算の採択によりまして、令和 2 年度予算に組み替えをするために、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。9 ページをお願いいたします。

3 段目、10 款 教育費、2 項 1 目 学校管理費の右側の説明欄の 1 つ目の○、校舎等施設整備事業費 4 億 5,705 万 9,000 円の減につきましては、「議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」でご説明いたしました、東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事や、北押原小学校及びみなみ小学校の給水設備外改修工事（第 2 期）、また、その工事に関する監理業務など、施設整備に要する経費であります。歳入と同様に、今年度の国の第 3 次補正予算での採択によりまして、令和 2 年度予算に組み替えるために、減額をするものであります。

次の 2 番目の○、情報化教育推進事業費 59 万 8,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用いたしまして、感染症対策を講ずるものであります。

これにつきましては、小学校で I C T 機器を活用して教科書等の教材データを取り扱う際に、著作権に対する補償金を負担するための費用を計上するものであります。

次に、4 段目、10 款 教育費、3 項 1 目 学校管理費の右側ページの説明欄の 1 つ目の○、中学校耐震化事業費 1,940 万 4,000 円の減につきましては、2 項 小学校費と同様

に、「議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について」でご説明いたしました、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に要する経費であります。こちらも国の第3次補正予算での採択によりまして、令和2年度予算に組み替えをするために、減額するものであります。

次の2番目の○、情報化教育推進事業費 51万円の増につきましては、2項 小学校費と同様に、感染症対策のため中学校でICT機器を活用して教科書等の教材データを取り扱う際に、著作権に対する補償金を負担するための費用の計上であります。

以上で、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

ご審査お願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 ただいまご説明のあった10ページの、いわゆる著作権侵害の、例えば59万8,000円とか、もう1つ下の51万円というのは、これは要するに保険に加入するということですか。

○石川委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

鈴木委員の質問にお答えしたいと思います。

令和2年度に限りましては、実際に新型コロナウイルス感染症の流行ということで、特例的に補償金が無償となっております。

実際には、昨年12月に授業目的公衆送信補償規定というものが文化庁でできまして、実際に金額の設定が、説明会があったのが1月の29日に、全国的にその説明がございました。

現在、オンラインを使つての授業、または宿題等でデータを送信する際には、その補償金がかかるということで、小学生が120円、年間です。

それで、中学生については180円ということで、その人数分ということで、金額のほうが決まるようになりました。

こちらは一括で教育委員会のほうから支払うことによりまして、各学校で著作権の登録といたしますか、取り次ぎが必要なくなるということで、令和3年4月からの補正で導入をさせていただいて、学校の管轄を一括で教育委員会が対応するというので、対応しております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました、要するに著作権使用料ということですね。

（「そうですね、はい」と言う者あり）

○石川委員長 ほかにご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 39 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 11 号) についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長、金田です。

議案第 39 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 11 号) についてのうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

1 段目、14 款 国庫支出金、2 項 6 目 教育費国庫補助金、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄の 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 1 億 4,979 万 5,000 円の増につきましては、東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事や、北押原小学校及びみなみ小学校の給水設備外改修工事 (第 2 期) に対する交付金であります。今般の国の第 3 次補正予算での採択によりまして、令和 3 年度予算から、令和 2 年度予算に組み替えをするものであり、この補助率は 3 分の 1 であります。

次に、説明欄 3 行目、小学校管理費国庫補助金 1,140 万円の増につきましては、小学校における感染症対策費や保健衛生用品購入費等の学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであり、この補助率は 2 分の 1 であります。

次に、その下の 2 節 中学校費国庫補助金の説明欄 2 行目、中学校耐震化事業費国庫補助金 481 万 3,000 円の増につきましては、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に対する交付金であります。こちらも今般の国の第 3 次補正予算での採択によりまして、令和 3 年度予算から、令和 2 年度予算に組み替えをするものであります。補助率は 3 分の 1 であります。

次に、説明欄 3 行目、中学校管理費国庫補助金 500 万円の増につきましては、小学校と同様に中学校における感染症対策費や保健衛生用品購入費等の学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであります。補助率は 2 分の 1 であります。

次に、歳出についてご説明いたします。5 ページをお願いいたします。

1 段目、10 款 教育費、2 項 1 目 学校管理費の右側説明欄の 1 つ目の○、小学校管理費 2,280 万円の増につきましては、国の補助事業を活用いたしまして、小学校における児童や教職員等の感染症対策に必要となる物品を購入するため、予算を増額するもので

あります。

次の2番目の○、校舎等施設整備事業費 4億 5,705万 9,000円の増につきましては、東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修工事や、北押原小学校並びにみなみ小学校の給水設備外改修工事（第2期）、また、その工事の監理業務など、施設整備に要する経費であります。歳入と同様に、今般の国の第3次補正予算での採択によりまして、令和2年度予算に組み替えをするものであります。

次に、2段目、10款 教育費、3項1目 学校管理費の右側ページの説明欄の1つ目の○、中学校管理費 1,000万円の増につきましては、国の補助事業を活用いたしまして、中学校における児童や教職員等の感染症対策に必要となる物品を購入するため、予算を増額するものであります。

次の2番目の○、中学校耐震化事業費 1,940万 4,000円の増につきましては、北中学校屋内運動場の吊りバスケットゴール耐震化工事に要する経費であります。こちらも国の第3次補正予算での採択によりまして、令和3年度予算から令和2年度予算に組み替えをするものであります。

以上で、議案第39号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)についてのうち、教育委員会関係についての予算の説明を終わります。ご審査、お願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第39号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。

(午後 5時30分)